

交通事故相談所概況

(平成22年4月～平成23年3月)

平成23年6月

沖縄県交通事故相談所

(沖縄県環境生活部県民生活課)

はじめに

本県における平成22年中の交通事故の発生状況につきましては、発生件数6,501件（前年より177件増加）、死者数は47人（前年同数）、負傷者数は、7,722人（前年より198人増加）でした。

また、飲酒運転絡みの事故や若年運転者による二輪乗車中の事故、高齢者の歩行者中の事故等が多く、特に、飲酒運転が絡んだ交通事故の割合は21年連続で全国ワースト1が続いているなど、厳しい交通事故情勢となっております。

本県では、交通事故被害者の救済援護対策として、本土復帰した昭和47年に沖縄県交通事故相談所を設置して以来、交通事故により発生する諸問題について、相談者に対する指導・助言を行っています。

近年、相談所に寄せられる相談内容は複雑・多様化しており、専門的な知識や経験を必要とするケースが増加しています。

こうした状況に対応するため、本相談所では、相談員の資質向上や県内各地における巡回相談の実施など、業務の充実に努めるとともに、県民の身近な相談窓口として、広く利用されるよう広報活動の徹底を図っています。

この冊子は、当相談所における平成22年度中の交通事故相談内容を取りまとめたものですので、関係各位の業務の参考としてご活用いただければ幸いです。

平成23年6月

沖縄県交通事故相談所長
(沖縄県環境生活部県民生活課長)

目 次

沖縄県交通事故相談所事業概要	1
相談状況	
1 年度別相談状況	
(1) 相談受理件数及び相談日数	2
2 月別相談状況	
(1) 相談方法別処理状況	3
(2) 相談方法月別対比	3
3 被害者・加害者別相談状況	3
4 交通事故種別相談状況	4
5 相談回数状況	4
6 時間別相談状況	4
7 男女・年齢別相談状況	
(1) 男女・年齢別相談状況	5
(2) 男女別構成比	5
(3) 年齢別構成状況	5
8 内容別相談状況	6
9 経過期間別相談状況	7
10 地域別相談状況	8
参考資料	
沖縄県交通事故相談員設置規程	13
沖縄県交通事故相談所設置運営要綱	14
沖縄県交通事故相談所運営要領	16

沖縄県交通事故相談所事業概要

1 概要

交通安全対策基本法第35条に基づき交通事故被害者対策の一環として、復帰後の昭和47年6月に沖縄県交通事故相談所を設置し、また昭和56年には、中・北部の交通事故被害者等の利便増進のため中部支所を設置して、交通事故被害者等が抱えている損害賠償、更生問題等についてあらゆる角度から相談に応じ、これを公正かつ適正に解決するための指導・助言を行っている。

2 所在地

(1) 沖縄県交通事故相談所（本所）

那覇市旭町116-37 沖縄県南部合同庁舎5階
TEL 098-866-2185 FAX 098-866-2189

(2) 沖縄県交通事故相談所（中部支所）

沖縄県沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎4階
TEL 098-939-7512 又は 098-939-7513
FAX 098-939-7516

3 相談時間

(1) 本所・中部支所・・・月曜日から金曜日までの8:30から17:15（年末年始・祝祭日を除く）

(2) 巡回相談・・・・・・・10:00～15:00（祝祭日を除く）

北部地区：毎月第3水曜日
宮古地区：H23. 9. 28 宮古島市役所にて実施予定
八重山地区：H23. 9. 29 石垣市役所にて実施予定

4 交通事故相談員

本所 2名（元県職員1名、元保険社員1名）
中部支所 2名（元警察職員2名）

5 事業費

（単位：千円）

内 訳	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (当初予算)
国 庫	2,082	0	0	0	0	0	0
一 般	9,528	9,683	9,567	9,248	8,974	8,312	8,212
合 計	11,610	9,683	9,567	9,248	8,974	8,312	8,212

6 相談内容等

- 相談内容は自賠償保険の請求、損害賠償額の算定、賠償責任者、示談方法等
- 相談者は約79.1%が交通事故被害者側、約20.5%が加害者側の相談。その他0.4%

1 年度別相談状況

(1)交通事故発生件数と相談受理件数の推移

年度		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
交通事故発生件数 (件)	沖縄県	5,115	5,759	6,127	6,512	6,519	6,653	6,525	6,509	6,324	6,501
	全国	947,169	936,721	947,993	952,191	933,828	886,864	832,454	766,147	737,688	725,773
相談受理件数 (件)	沖縄県	1,345	1,650	1,563	1,449	1,345	1,380	1,201	1,199	764	751
	全国	129,859	126,351	122,388	112,132	112,131	102,515	90,783	86,640	82,961	78,231
相談受理件数の対前年比 (%)	沖縄県	△ 10.3	22.7	△ 5.3	△ 7.3	△ 7.2	2.6	△ 13.0	△ 0.2	△ 36.3	△ 1.7
	全国	△ 2.9	△ 2.7	△ 3.1	△ 8.4	△ 0.0	△ 8.6	△ 11.4	△ 4.6	△ 4.2	△ 5.7
相談率 (%)	沖縄県	26.3	28.7	25.5	22.3	20.6	20.7	18.4	18.4	12.1	11.6
	全国	13.7	13.5	12.9	11.8	12.0	11.6	10.9	11.3	11.2	10.8
相談日数 (日)	沖縄県	242	245	245	242	243	241	244	242	241	241
一日当たりの相談件数 (件)	沖縄県	5.6	6.7	6.4	6.0	5.5	5.7	4.9	5.0	3.2	3.1

注1)交通事故発生件数は暦年

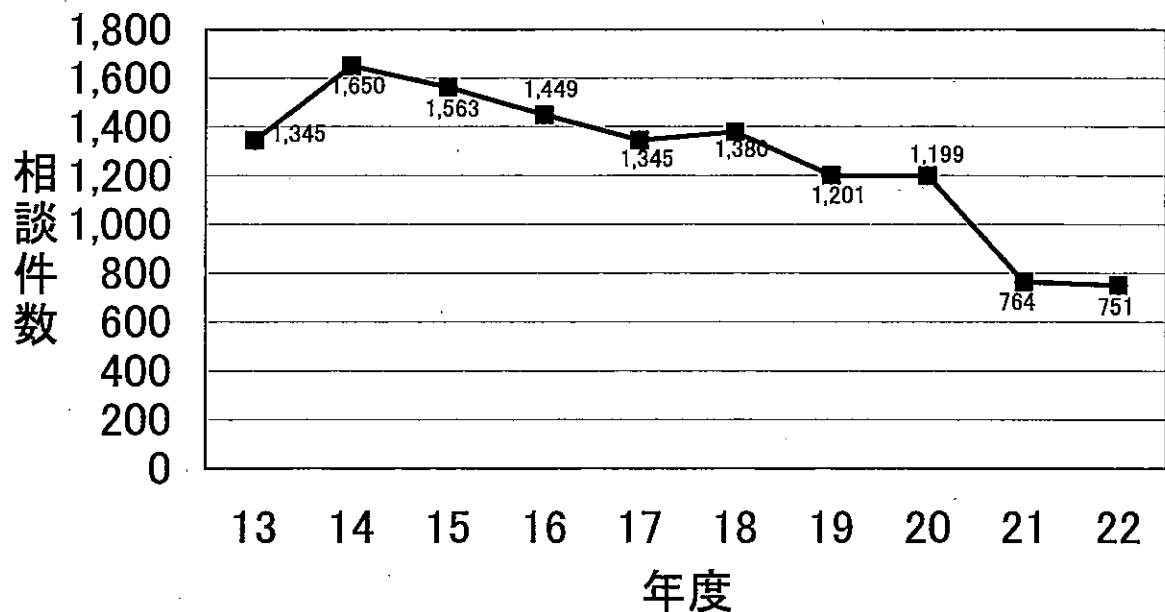
注4)全国の交通事故件数は警察庁「交通統計」による

2)相談率は相談件数÷事故発生件数×100で表す

5)全国の相談件数は内閣府「交通事故相談所の概要」による

3)△印は減少を表す

県内の相談件数の推移

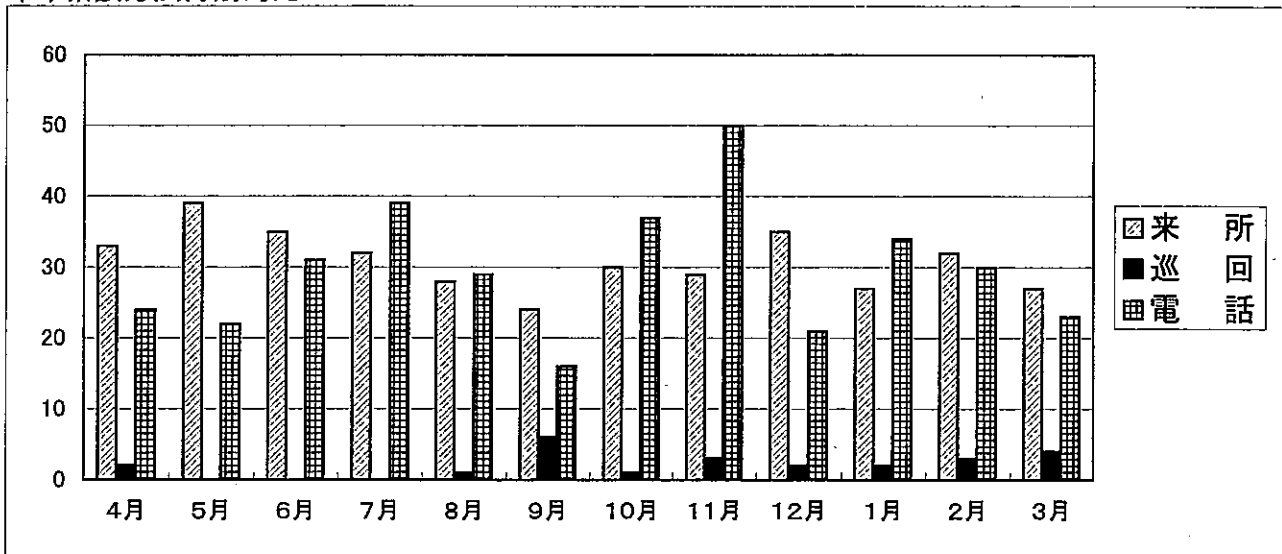


2 月別相談状況

(1) 相談方法別処理状況

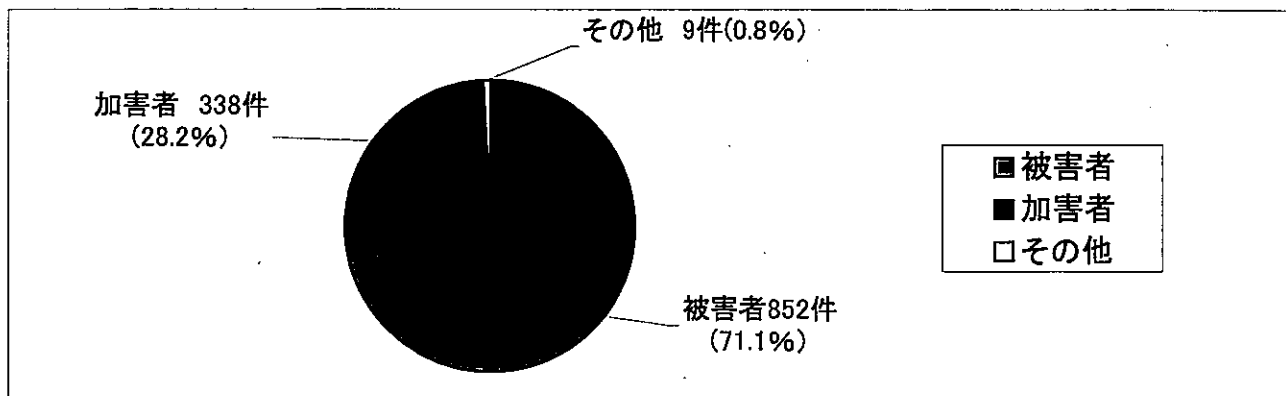
区分	月別												計	構成比
	H22						H23							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
来 所	33	39	35	32	28	24	30	29	35	27	32	27	371	49.4
巡 回	2	0	0	0	1	6	1	3	2	2	3	4	24	3.2
電 話	24	22	31	39	29	16	37	50	21	34	30	23	356	47.4
文 書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	59	61	66	71	58	46	68	82	58	63	65	54	751	100

(2) 相談方法月別対比



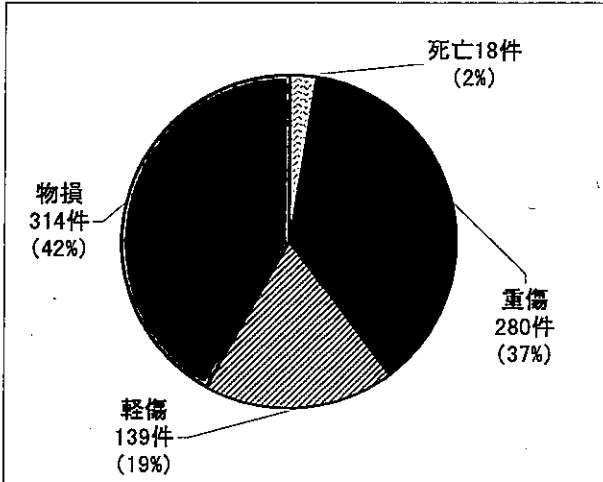
3 被害者・加害者別相談状況

区分	被害者	加害者	その他	合計
小計	594	154	3	751
構成比	79.1	20.5	0.4	100.0



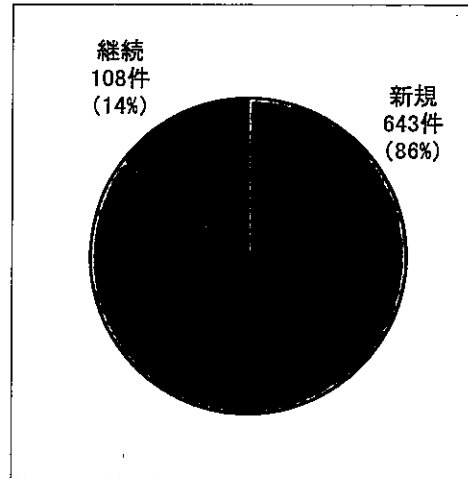
4 交通事故種別相談状況

事故別	死亡	重傷	軽傷	物損等	合計
小計	18	280	139	314	751
構成比	2	37	19	42	100



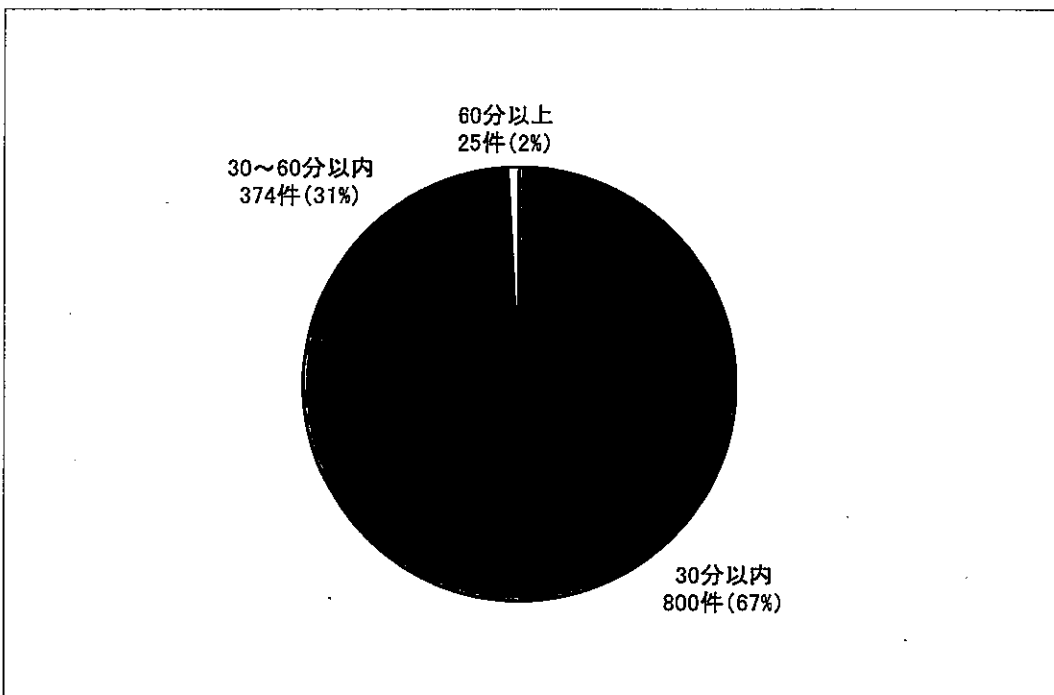
5 相談回数状況

種別	1回のみ	2回以上	合計
小計	643	108	751
構成比	86	14	100



6 時間別相談状況

相談時間	30分以内	30~60分以内	60分以上	合計
小計	600	158	6	764
構成比	79	21	1	100

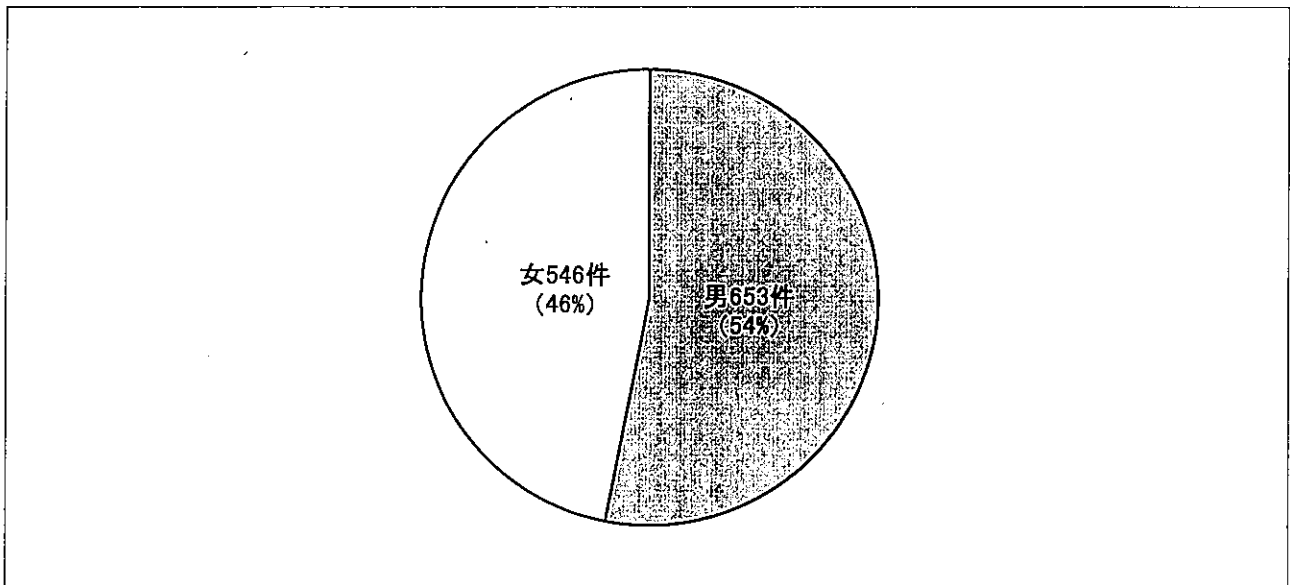


7 男女・年齢別相談状況

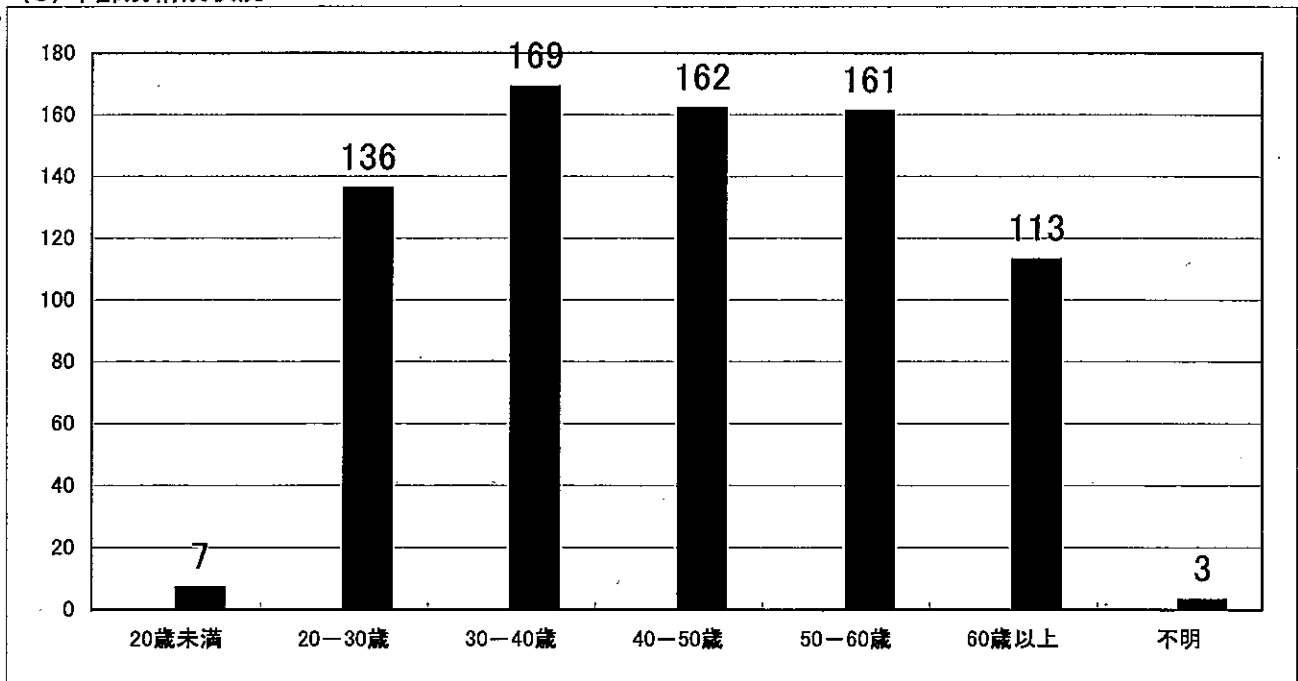
(1) 男女・年齢別相談状況

月別 区分	20歳未満	20-30歳	30-40歳	40-50歳	50-60歳	60歳以上	不明	合計	構成比
男	4	78	85	84	81	66	1	399	53
女	3	58	84	78	80	47	2	352	47
計	7	136	169	162	161	113	3	751	100

(2) 男女別構成比

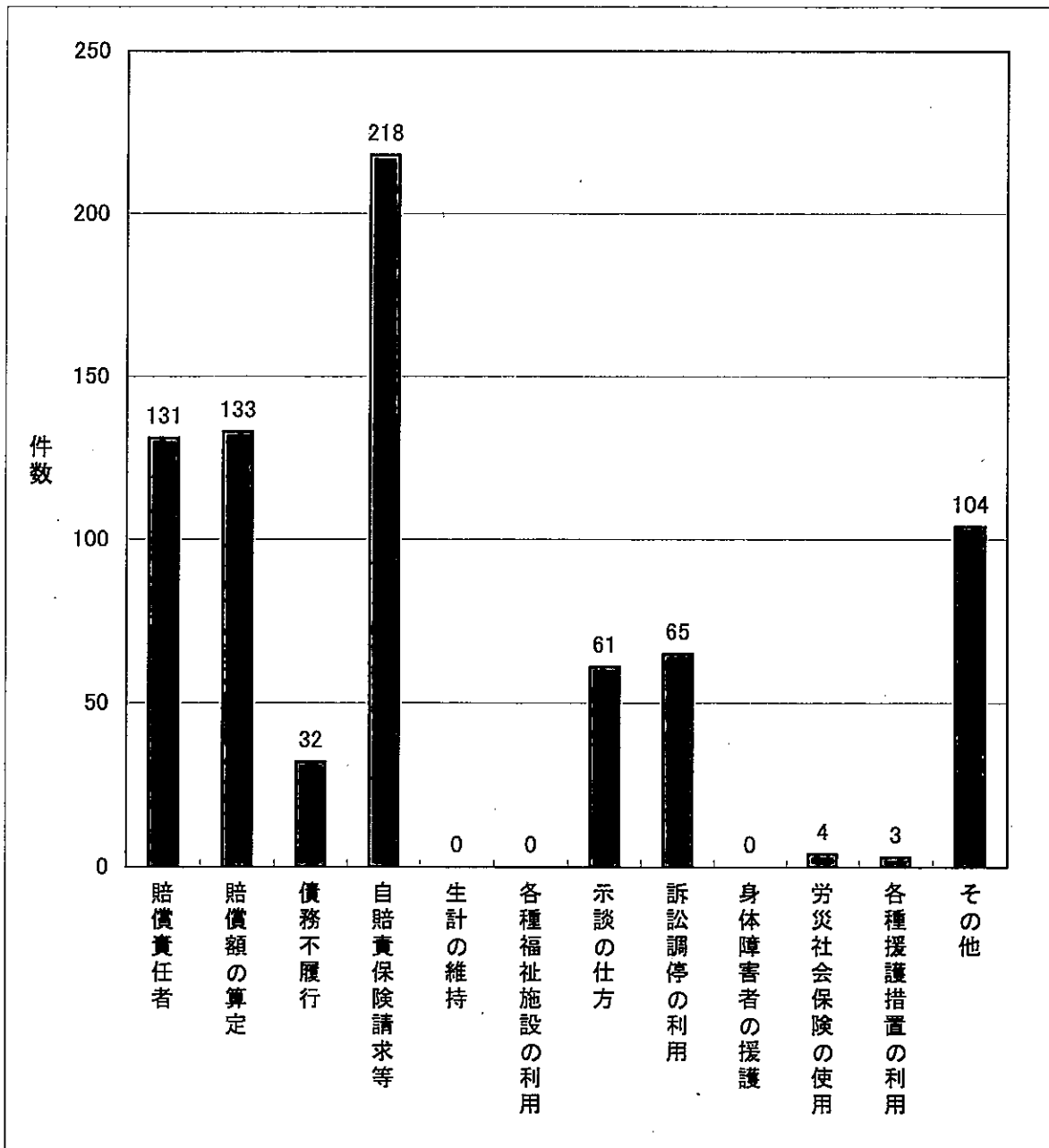


(3) 年齢別構成状況



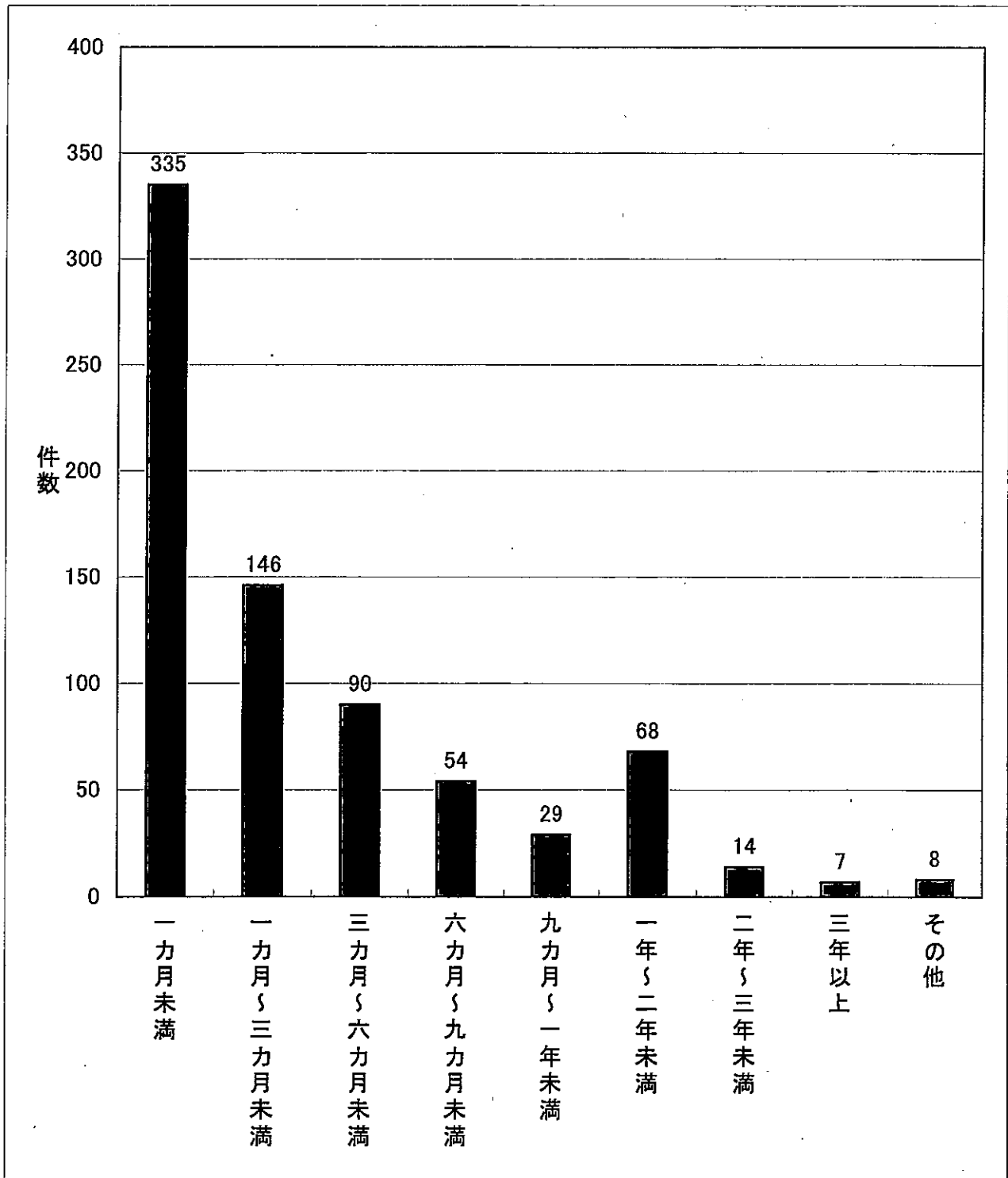
8 内容別相談状況

要旨別	賠償責任者	賠償額の算定	債務不履行	自賠償保険請求等	生計の維持	各種福祉施設の利用	示談の仕方	訴訟調停の利用	身体障害者の援護	労災社会保険の使用	各種援護措置の利用	その他	計
計	131	133	32	218	0	0	61	65	0	4	3	104	751
構成比	17	18	4	29	0	0	8	9	0	1	0	14	100



9 経過期間別相談状況

経過期間別	1ヶ月未満	1ヶ月～ 3ヶ月未満	3ヶ月～ 6ヶ月未満	6ヶ月～ 9ヶ月未満	9ヶ月～ 1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年以上	その他	合計
小計	335	146	90	54	29	68	14	7	8	751
構成比	45	19	12	7	4	9	2	1	1	100



10 地域別相談状況

区分 市町村別	直接相談			間接相談			合計
	来所	巡回	小計	電話	文書	小計	
国頭村	1	0	1	0	0	0	1
大宜味村	0	0	0	1	0	1	1
東村	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	1	2	3	2	0	2	5
本部町	1	0	1	0	0	0	1
名護市	7	9	16	6	0	6	22
宜野座村	1	0	1	2	0	2	3
金武町	1	0	1	2	0	2	3
恩納村	3	0	3	2	0	2	5
伊江村	0	0	0	1	0	1	1
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	1	0	1	1
計	15	11	26	17	0	17	43
うるま市	63	1	64	39	0	39	103
沖縄市	56	0	56	39	0	39	95
読谷村	11	0	11	11	0	11	22
嘉手納町	7	0	7	6	0	6	13
北谷町	7	0	7	13	0	13	20
北中城村	5	0	5	3	0	3	8
中城村	6	0	6	6	0	6	12
宜野湾市	30	0	30	30	0	30	60
西原町	3	0	3	6	0	6	9
計	188	1	189	153	0	153	342
浦添市	22	0	22	33	0	33	55
那覇市	95	6	101	71	0	71	172
久米島町	1	0	1	1	0	1	2
北大東村	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	0
計	118	6	124	105	0	105	229

区分 市町村別	直接相談			間接相談			合計
	来所	巡回	小計	電話	文書	小計	
豊見城市	11	1	12	8	0	8	20
糸満市	15	0	15	17	0	17	32
南城市	10	1	11	10	0	10	21
八重瀬町	2	0	2	7	0	7	9
与那原町	1	0	1	3	0	3	4
南風原町	6	0	6	9	0	9	15
渡嘉敷村	0	0	0	1	0	1	1
座間味村	0	0	0	0	0	0	0
粟国村	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0
計	45	2	47	55	0	55	102
宮古島市	1	4	5	11	0	11	16
多良間村	0	0	0	0	0	0	0
計	1	4	5	11	0	11	16
石垣市	2	0	2	9	0	9	11
竹富町	0	0	0	0	0	0	0
与那国町	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	9	0	9	11
その他不明	2	0	2	6	0	6	8
合計	371	24	395	356	0	356	751

参 考 資 料

沖縄県交通事故相談員設置規程

(設置)

第1条 交通事故による被害者の救済等に関する相談に応ずるとともに、交通事故による被害者等に対する援護活動の促進及び強化を図るため、環境生活部県民生活課に沖縄県交通事故相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、環境生活部県民生活課長（以下「県民生活課長」という。）の指揮監督を受けて、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 交通事故に係る被害者及び加害者並びにこれらの家族等（以下「交通事故被害者等」という。）に対し、交通事故相談（賠償問題、その他の諸問題について、交通事故被害者等からの相談に応じ指導助言することをいう。以下同じ。）を実施すること。
- (2) 交通事故被害者等の援護について、必要に応じ関係援護機関へのあっせんを行うこと。
- (3) 県が行う交通事故相談活動への理解を深めるため、市町村等への講習を行う。
- (4) 交通事故被害者等の援護に関し、市町村及び関係援護機関相互間の連絡を図ること。
- (5) 交通事故被害者等の援護に関する広報を行うこと。
- (6) その他県民生活課長が必要と認め指示する事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 相談員は、社会的信望があり、かつ、前条の業務を行うに必要な熱意と知識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、環境生活部環境政策課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 相談員の勤務場所は、県民生活課長が指定する場所とする。

2 相談員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、県民生活課長が定める。

3 相談員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 相談員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県交通事故相談所設置運営要綱

(目的)

第1条 交通事故による被害者の救済等に関する相談に応ずるとともに、交通事故による被害者に対する援護活動の促進及び強化を図るため、沖縄県交通事故相談所(以下「相談所」という。)を設置し、相談所の運営について必要な事項を定め、業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、関係援護機関とは、地方法務局、福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会、弁護士会、その他交通事故被害者援護に関する事務、若しくは事業を行う機関又は団体をいう。

(業務)

第3条 相談所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 交通事故に係る被害者及び加害者又はその家族等(以下「交通事故被害者等」という。)に対し、交通事故相談(賠償問題、その他の諸問題について、交通事故被害者等からの相談に応じ指導助言することをいう。以下同じ。)を実施すること。
- (2) 交通事故被害者等の援護について、必要に応じ関係援護機関へのあっせんを行うこと。
- (3) 市町村に対し、交通事故相談業務の運営に関する指導及び交通事故相談に関する市町村職員の研修を行うこと。
- (4) 交通事故被害者等の援護に関し、市町村及び関係援護機関相互間の連絡を図ること。
- (5) 交通事故被害者等の援護に関する広報を行うこと。

(職務)

第4条 相談所に所長及び交通事故相談員を置く。

- 2 所長は、環境生活部県民生活課長を充てる。
- 3 交通事故相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ前条の業務を行うに必要な熱意と学識経験者を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 4 所長は、相談所の業務を掌理する。
- 5 交通事故相談員は、所長の命を受け、前条の業務を処理する。

(アドバイザー)

第5条 相談所は、(財)交通事故紛争処理センターが派遣する交通事故相談員アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を受け入れることができる。

2 アドバイザーは、相談員に対し、個々の相談事案に関する助言・アドバイス等を行うものとする。

(細 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、相談所の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、昭和52年8月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県交通事故相談所運営要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県交通事故相談所設置運営要綱（昭和52年8月15日制定）第6条の規定に基づき、沖縄県交通事故相談所（以下「相談所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(相談業務等の実施の基準)

第2条 相談所の交通事故相談及び関係援護機関等へのあっせんに関する業務の実施の基準は、次のとおりである。

- (1) 交通事故相談は、死亡、重傷又は後遺症等の重大被害を受けた者又はその家族に重点を置いて実施するものとし、特に賠償問題については、事故状況、その他の事実関係の十分な調査に基づいて、深度のある指導助言を行うこと。
- (2) 賠償問題に関する相談事案の処理に当たっては、当事者間の示談交渉そのものに介入しないものとする。
- (3) 賠償問題に関する相談事案で訴訟、調停等の司法手続きによらなければ問題の解決が困難と認められるものについては、利用可能な諸司法手続きを一般的に教示することにとどめ、弁護士会、その他交通事故に関する法律の専門機関等にあっせんしてその処理にゆだねるものとする。
- (4) 更生問題に関する相談事案については、更生の方途、各種社会福祉制度の利用等につき指導助言するとともに必要に応じ福祉事務所、公共職業安定所又は社会福祉協議会へのあっせんを行うものとする。
- (5) その他一身上の問題についても、できる限りの相談に応じるものとする。
- (6) 交通事故相談実施後においても、なお引き続いて補完的な指導を要すると認められるものについては、市町村、民生委員又は人権擁護委員に連絡し、補完的な指導を行う等の協力を求めるものとする。

(広報業務の実施基準)

第3条 相談所の広報に関する業務の実施の基準は、次のとおりとする。

- (1) 住民に対し、民事上の損害賠償制度、自動車損害賠償責任保険制度等交通事故による被害を受けた際に必要な予備知識の普及に努めるものとする。
- (2) 交通事故被害者に対する損害賠償責任の適正な履行についての住民の関心の高揚及び交通事故被害者に対する援護思想の普及に努めるものとする。
- (3) 前各号に掲げる事項の普及のため、パンフレットの発行を行うほか、県及び市町村の広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等の広報手段を積極的に利用するものとする。

(相談所の運営)

第4条 相談所の相談日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

(1) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）

第7条第2項及び同条第3項に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(相談時間)

第5条 相談所の相談時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(関係援護機関との連絡)

第6条 相談所は、次に掲げる機関又は団体と緊密な連絡を保ち、その業務の円滑適正な運営を図るように努めるものとする。

(1) 関係援護機関等

(2) 県警察

(3) 県人権擁護委員連合会

(4) 地方裁判所及び簡易裁判所

(5) 民生委員協議会

(6) 交通安全協会

(7) 損害保険会社

(8) 自動車賠償保険査定所

(9) その他、交通事故被害者に関する事務又は事業を行う機関又は団体

(相談取扱上の注意)

第7条 交通事故相談員及び顧問弁護士（以下「相談員等」という。）は次の事項に留意して相談に応ずるものとする。

(1) 相談所来訪者の心情を深く洞察し、懇切ていねいな態度で応接すること。

(2) 平易簡明なことばを用い、いたずらに難解な法律用語、専門用語等の乱用を慎むこと。

(3) 相談業務を通じて知り得た他人の秘密は絶対にもらさないこと。

(相談の処理)

第8条 相談の処理は、相談票（様式1）によって行い、その処理にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

(1) 相談は、面接によるもののほか、郵便、電話等によるものについても受理すること。

(2) 相談員は、毎月5日までに前月における交通事故相談について、その取扱状況の報告書を作成し、所長に報告すること。

(相談勤務計画)

第9条 相談員等の勤務計画は、次の基準に従い、毎月末までに翌月分を策定し、所長の承認を受けるものとする。

(1) 相談員：1か月16日の範囲内

(2) 顧問弁護士：毎週1日の範囲内

2 前項の勤務計画は、交通事故相談勤務計画表に基づいて策定するものとする。

(帳票類)

第10条 相談所に備え付ける帳票類は、次の各号のとおりとする。

(1) 相談所業務日誌

(2) 出勤簿

(3) 市町村等質疑応答簿

(巡回相談)

第11条 巡回相談に関する実施基準は、次のとおりとする。

(1) 巡回相談は、相談員が相互にあたるものとし、その日程、場所等は、毎月の相談勤務計画を勘案のうえ、別途所長が定める。

(2) 巡回相談については、計画策定後、直ちに関係市町村に連絡するとともに、これを公表し、県民に周知させるものとする。

(3) 巡回相談の場所は、原則として、市町村役場とする。

(4) 巡回相談の結果については、巡回相談結果報告書により、所長に報告しなければならない。

(出張命令)

第12条 相談員は、出張しようとするときは、その用務、出張先、期間等を明らかにして、所長の決裁を受けなければならない。

2 相談員等は、帰庁したときは、速やかに復命書を所長に提出しなければならない。ただし、簡易な事項については口頭で復命することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、相談所の運営に関し、必要な事項は、所長が定める。

(施行)

この要領は、昭和52年8月15日から施行する。

(附則)

この要領は、平成3年5月26日から施行する。

(附則)

この要領は、平成4年9月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

交通事故相談の主な関係機関

- 1 自動車保険請求相談センター沖繩支部
(自賠償保険請求)
〒900-0033 那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階
電話 098-868-8950
- 2 自動車安全運転センター沖繩県事務所
(交通事故証明の発行)
〒901-0225 沖繩県豊見城市字豊崎3-2-2 (沖繩県運転免許センター内)
電話 098-840-2822
- 3 (財)日弁連交通事故相談センター沖繩県支部
(法律相談)
〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇203号室
電話 098-835-4343
- 4 日本司法支援センター沖繩地方事務所 (法テラス沖繩)
(調停、訴訟費用立替)
〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3階
電話 050-3383-5533
- 5 独立行政法人自動車事故対策機構沖繩支所
(生活資金の貸し付け)
〒900-0016 那覇市前島2-21-13 ふそうビル6階
電話 098-862-8667
- 6 (財)交通事故紛争処理センター福岡支部
(紛争・和解・斡旋と法律相談)
〒810-001 福岡県福岡市中央区天神1-9-17
福岡天神フコク生命10階
電話 092-721-0881

沖繩県交通事故相談所概況

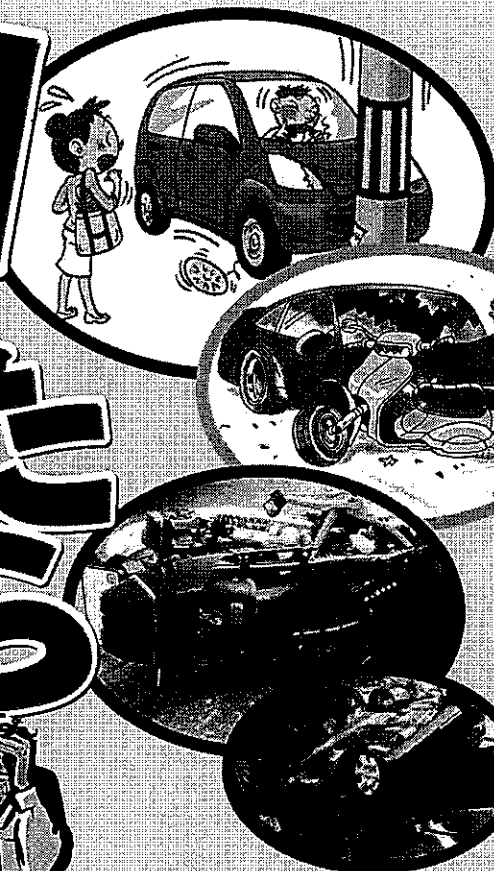
平成23年6月発刊

沖繩県交通事故相談所

沖 縄 県 環 境 生 活 部 県 民 生 活 課
〒900-8570 沖繩県那覇市泉崎1-2-2
Tel : 098-866-2187 Fax : 098-866-2789

- 交通事故相談所 (本所)
那覇市旭町116-37 沖繩県南部合同庁舎5階
Tel : 098-866-2185 Fax : 098-866-2189
- 交通事故相談所 (中部支所)
沖繩県沖繩市美原1-6-34 沖繩県中部合同庁舎4階
Tel : 098-939-7512 又は 098-939-7513
Fax : 098-939-7516

交通事故



困

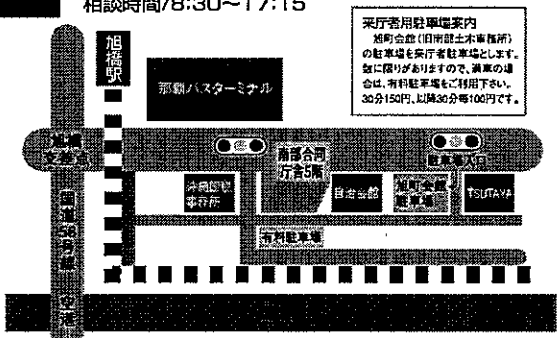
すぐ相談

相談は無料
秘密は厳守です。



本所

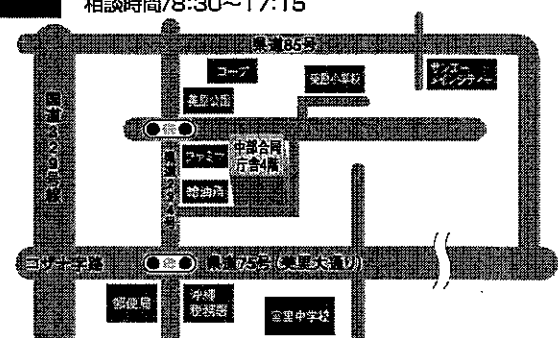
場所/那覇市旭町116-37
沖縄県南部合同庁舎5階(那覇バスターミナル向かい)
電話: **098-866-2185**
相談日/月~金曜日(祝祭日を除く)
相談時間/8:30~17:15



採用者用駐車場案内
旭町会館(旧南設士本署事務所)
の駐車場を貸与者駐車場とします。
敷に限りがありますので、満車の場
合は、有料駐車場をご利用下さい。
30分150円、以降30分毎100円です。

支所

場所/沖縄市美原1-6-34
沖縄県中部合同庁舎4階
電話: **098-939-7512**
相談日/月~金曜日(祝祭日を除く)
相談時間/8:30~17:15



巡回相談	地区名	場所	実施日	相談時間
	北部地区	名護市役所	毎月第2水曜日	10:00~15:00

お近くの交通事故相談所へお気軽にお問い合わせください。

◎ 沖縄県交通事故相談所

飲酒運転根絶宣言

飲酒運転は犯罪です。私達はしない! させない! 許さない!